

2027(令和9)年度 高校・中等教育学校及び特別支援学校 教育予算の増額・充実に係る要望書

要望項目(抜粋)

- 高校段階に必要な対応策の検討！
- 高校・特別支援学校等教職員の勤務実態調査の精確な調査を求める！
- 高校教諭等の業務の在り方を見直す！～教諭が担うべき業務とは～
- 特別支援学校教諭等の在り方を見直す！
- 定数標準法に「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定める！
- 産業人材育成支援事業基金の創設を求める！
- 「過疎地域自立促進特別法」に高校教職員定数の配慮規定を！
- 教育基本法第2章に「高校教育」の項目について新設を求める！ など



〒101-0046

東京都千代田区神田多町2-11青木ビル

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 鯉沼 正行

2027(令和9)年度 高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額と充実に関する要望書

4月7日、令和8(2026)年度政府予算が成立し、一般会計の歳出総額が過去最大の122兆3,092億円となった。当初予算案の3月中の成立が見送られたのは11年ぶりのことであった。文部科学省の一般会計予算総額は、前年度概算要求6兆599億円(前年度比10%増)に対して5兆8,809億円(前年度比3,715億円増)となった。このうち文教関係予算は4兆5,981円(前年度比3,699億円増)となったものの、依然としてGDPに占める教育機関への公的支出割合はOECD加盟諸国の中で低い水準のままであり、国民の期待と負託に応える公教育の意義を十分に反映した予算とは言い難い。

義務教育国庫負担金は1兆7,118億円(前年度費908億円増)となった。人事院勧告や教職調整額の段階的な引上げ(令和8年は5%)、新たな級によって処遇を行う主務教諭の創設、部活動指導手当の見直し(日額2,700円→3,900円)などが反映されている。また、公立中学校における1学級あたりの上限人数の順次引き下げ(40→35人)、養護教諭の複数配置基準の引き下げ(小・中学校ともに50人引き下げ)、生徒指導に係る教師の配置充実、小学校教科担任制の4学年への拡大など、計7,596人の定数改善がみられた。しかし、高等学校における定数改善については全く言及されておらず、特段の対応が図られていないのは遺憾である。また、部活動指導手当が見直された一方で、義務教育教員特別手当の支給率が現行の給料月額を段階的な引下げ(1.5%→1%)が行われるというのは、予算の付け替えありきの施策と言わざるを得ない。さらに、高等学校の授業料が実質無償化される一方で、私立学校の人気が高まり、公立離れがますます加速されることも懸念されることから、公教育の在り方も根本的に問われている。そのようななか、高校では特別な支援を要する生徒の増加や多様化・専門化する教育ニーズへの対応、N-E. X. T. ハイスクールやGIGAスクール構想の推進に向け、日々様々な課題に向き合っている教職員の実態が反映されていない。

特別支援教育については、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実を図り51億円計上されているものの、昨年度と変わらない。特別支援学校の現場においては、児童・生徒数の増加にともなう教室不足の解消をはじめとする施設・設備の充実、社会的自立に向けた進路保障など課題が山積している。加えて、教職員が休憩時間を十分に取れないなど業務は多忙を極める状況にも関わらず、2027年度には、特別支援に従事する職員に支給されている給料の調整数3%相当から、1.5%相当に段階的な引下げが行われるという仕打ちである。

以上のことから、学校における働き方改革を進め、教職員の多忙化解消を図るとともに、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保し、質の高い教育を確保するためにも、高校・中等教育学校及び特別支援学校における教職員定数や処遇の改善は急務である。

文部科学省は2023年4月28日に2022年度の教員勤務実態調査の結果(速報値)を公表し、中学校教諭の36.6%が過労死認定のラインである週60時間以上働いていることが判明した。前回の2016年度調査と比べると、長時間勤務する教諭の割合は減ったが、同省は「依然として多く、改善が必要だ」と指摘し、中央教育審議会に対策を検討することとなる。高等学校において、平日の在校など時間は、10.06時間で小学校(10:45)や中学校(11:01)よりも短く、土日の在校など時間は、2.14時間で小学校(0:36)よりも長く、中学校(2:18)と同程度と公表している。しかし、持ち帰り業務が日常的にあること、また部活動が長時間勤務に大きな時間を割いている状況が判明した。働き方改革を実効あるものにするために、教職員の負担軽減を目的とした部活動の地域展開やさまざまなスタッフの配置拡充が必要である。あわせて、教員の仕事が魅力ある職業になるための待遇改善を含めた予算の確保は優秀な教職員を確保するうえで必要不可欠である。

国際情勢の変動による物価高や自然災害などによる家計の急変だけでなく、恒常的な貧困や家族のケアなどにより、学業の継続や望んだ教育が受けられない児童生徒が数多くいる。意欲のある子どもたちが経済的理由により学習を断念することがないように、給付型奨学金などの確実な実施と予算のさらなる拡充を求める。また、「公立高校等の授業料無償制」の復活や全ての教育無償化の実現により、安心して勉学に打ち込める制度や環境の整備が急務である。

高校・中等教育学校及び特別支援学校における教育の振興と充実のためには、人材確保法を堅持し、優秀な教員を持続可能な方法で確保することが重要である。そのために文部科学省は、学校現場の実情に鑑み、「教員の地位に関する勧告」など国際的な提言を遵守し、われわれが求める待遇・勤務条件などの改善を早急に図るべきである。また、政府は国民の教育に対する期待と負託に応えるべく、教育に関わる予算を「未来への先行投資」「国家百年の大計」として最重要視すべきである。

われわれ教職員は、児童生徒一人ひとりが充実した望ましい教育を受けられるよう、日々の教育活動に邁進している。そのためには、教職員が自信と誇りを持って教育に専念できる環境整備が不可欠である。2027(令和9)年度予算編成においては、教育予算の抜本的な改善を図り、教職員定数及び施設・設備の拡充とともに、勤務実態に即した給与などの改善など、次の事項の早期実現を強く要望する。

高校段階における当面の施策・制度要望(概要)

教育予算の
拡充

人材育成・地域創生・地域連携
(産業人材育成事業支援基金の創設等)

効果的な
ICTの活用

教育の質向上,業務の適正化
(高校段階への教員業務
支援員の配置及び促進)

ICT化による負担軽減・質向上
(統合型校務支援システム・
教員代替管理システム(仮称))

高校等への1人1台端末,ICT支援員の配置

働き方改革の促進

(超勤4項目の見直し,時間外手当・
本務・他律的業務と自発的業務の区分)

高校教諭の業務の在り方

(部活動の地域展開,職種・任用の検討,教員の業
務の見直し,60歳以降の業務の見直し)

業務縮減

負担軽減,業務の適正化

(高校段階の勤務実態調査実施後の
適確な検証及び改善策の立案)

定数改善

「教員」志望者がどんどん減っていく...

長時間労働

教材研究など満足にできない

本業以外の業務が多い

待遇がよくない

部活動指導による
時間外勤務

60歳以降も1馬力?!

教員不足

業務の精選

超勤4項目
の見直し

定数
改善

全日制30人
定通20人学級

時間外勤務
手当の支給

「教員」の魅力向上・教育の質の向上

文部科学省は、高校等の勤務実態調査を集約し実態把握に努めるとともに、**精確な分析と長時間労働の是正に努めること！**



H28年度調査は義務教育のみ
 →R4年度調査は
**高校の確定値は分析されず。
 特別支援学校に至っては実施されず！**

自治体による勤務実態調査の例
 栃木県 月当たりの時間外在校等時間
 (2025年4月～7月教諭) (昨年度比)

全	体	45時間54分 (+1.1時間)
県立	中学校	66時間18分 (+6.2時間)
高校	全日制	38時間06分 (+1.2時間)
高校	定時制	13時間36分 (+1.3時間)
特別支援学校		26時間06分 (+1.5時間)

高校・特別支援学校の全国的な実態調査, 精確な分析

仕事の
持ち帰りも



- エビデンスにもとづく対策が必要
- ・教職員の働き方改革
 - ・増大する教育問題への対応

なぜ、文部科学省等による調査が必要か？

- ・高校教職員の定数を定めている法律が
「高校標準法」

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律)

この法律の所管官庁である、文部科学省が実態を把握しないかぎり、エビデンスにもとづいた、学校のあるべき組織(定数)の議論ができません。



高校でも学校により実態が大きく異なる

島根高教組の組合員調査(2025年4月～11月)

- ・4月, 46時間以上長時間勤務の割合
 普通高校: 53.7% 専門高校: 44.5%
 定時制通信制・分校: 11.1%
 特別支援学校: 11.5%

→さらに, 4月の普通高校で100時間以上の
 時間外勤務が12.5%

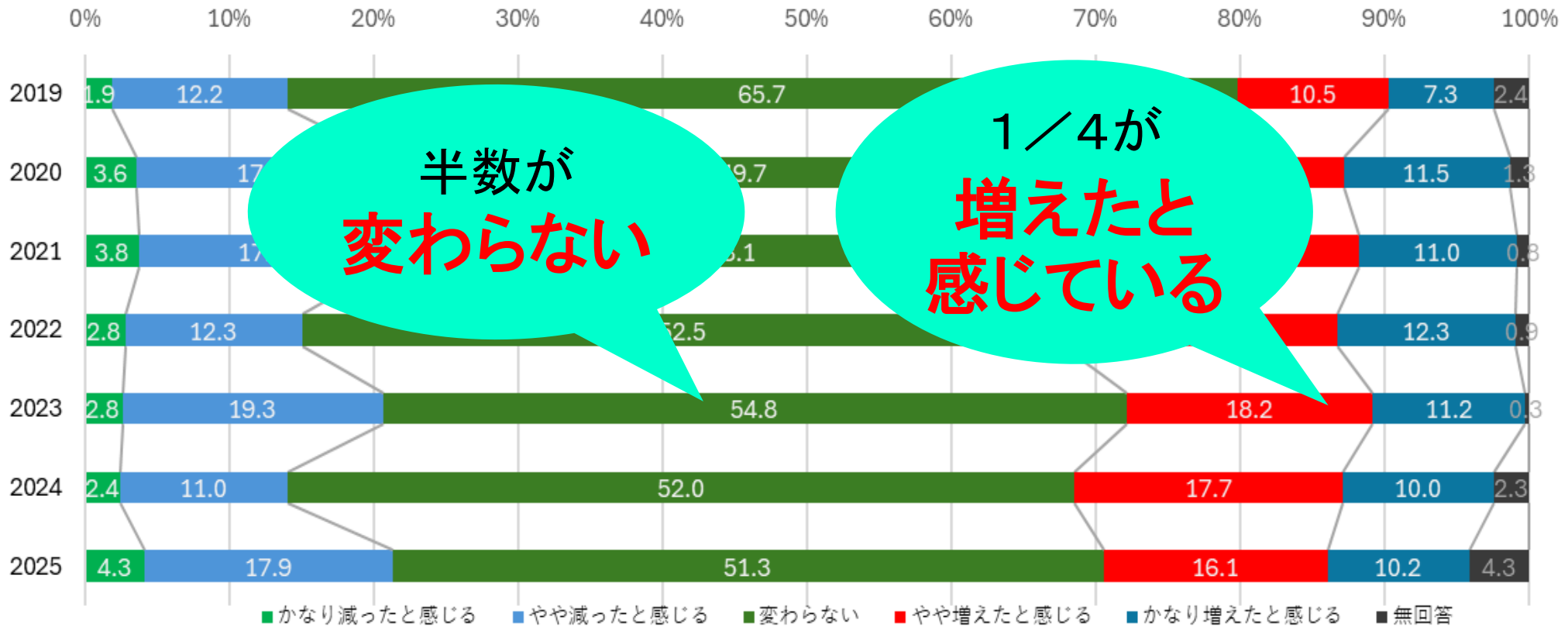
※平均時間外勤務時間どおりの高校は, 実際には存在しない可能性が・・・**取り組みが多様な「高校」では**

平均時間に意味が無い

**文科省等による学校現場の
 定数改善, 業務改善策の構築を！**

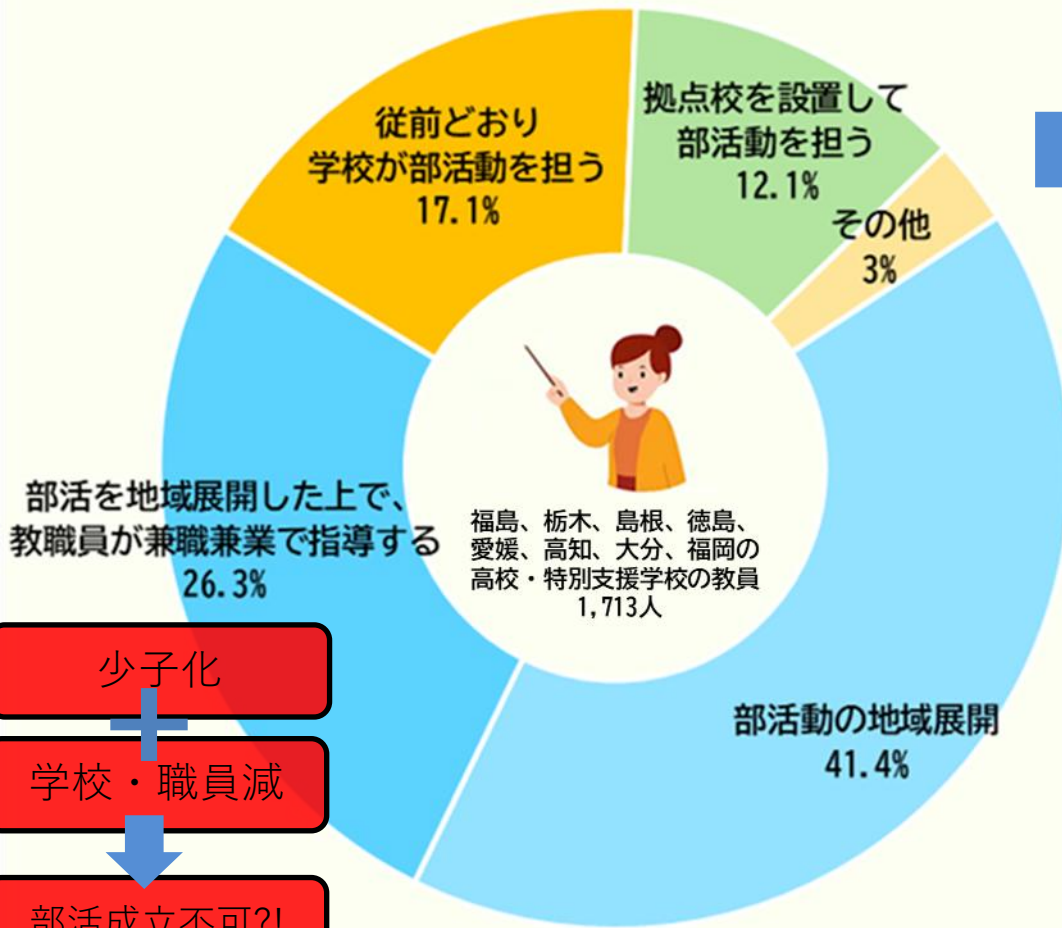
『学校における働き方改革』は、停滞している！

昨年と比較した、時間外業務に従事する時間の増減感覚



「学校における働き方改革」と「部活動の地域展開」はセットで！

高校・特別支援学校の教員の約7割が部活動を地域展開すべきと考えている



日本高等学校教職員組合実施
「2026年度給与・勤務条件改善要求のための調査」

地域展開により、地域で部活動を支える

部活動指導を希望する教員も兼職兼業で地域で部活を指導

働き方改革の実現

より専門的な指導の享受

「給与・勤務条件改善要求のための調査」
詳細はこちら



詳細版

「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定数標準法に定め,学校ごとの年間業務・時間の計画,実績を公表する制度を導入し,**エビデンス**にもとづく施策を実行する。

学校目標(計画)設定←そのために何をどの程度実施するのか?

(授業:年間〇〇時間,学校行事〇〇時間,生徒対応〇〇時間,部活動〇〇時間)

全国一律の**教職員標準業務項目・標準時間(仮称)**設定

教員一人当たり/日:①高校授業3.0時間(週15時間),特別支援授業:週20時間

②校務(分掌)1.0時間,③校務(学年)0.5時間,④生徒対応1.0時間

⑤授業準備0.5時間,⑥教材研究0.5時間,⑦部活動ほか1.0時間

+

全日30人
定通20人
学級

実績把握にもとづく業務(要因)分析:年間計画(1800H) / 実績(2300H) = 超過(+500H) ← 施策実施
授業900H,校務(分)200H,校務(学)100H,生徒対応200H,授業準備100H,教材研究100H,部活動100H
授業920H,校務(分)300H,校務(学)200H,生徒対応350H,授業準備150H,教材研究150H,部活動150H

超過①他律的業務部分(資料作成・生徒対応・部活動指導)
業務削減施策 & 定数対応 & 超過勤務手当

超過②自発的業務部分(教材研究ほか)
業務削減施策 & 教職調整額

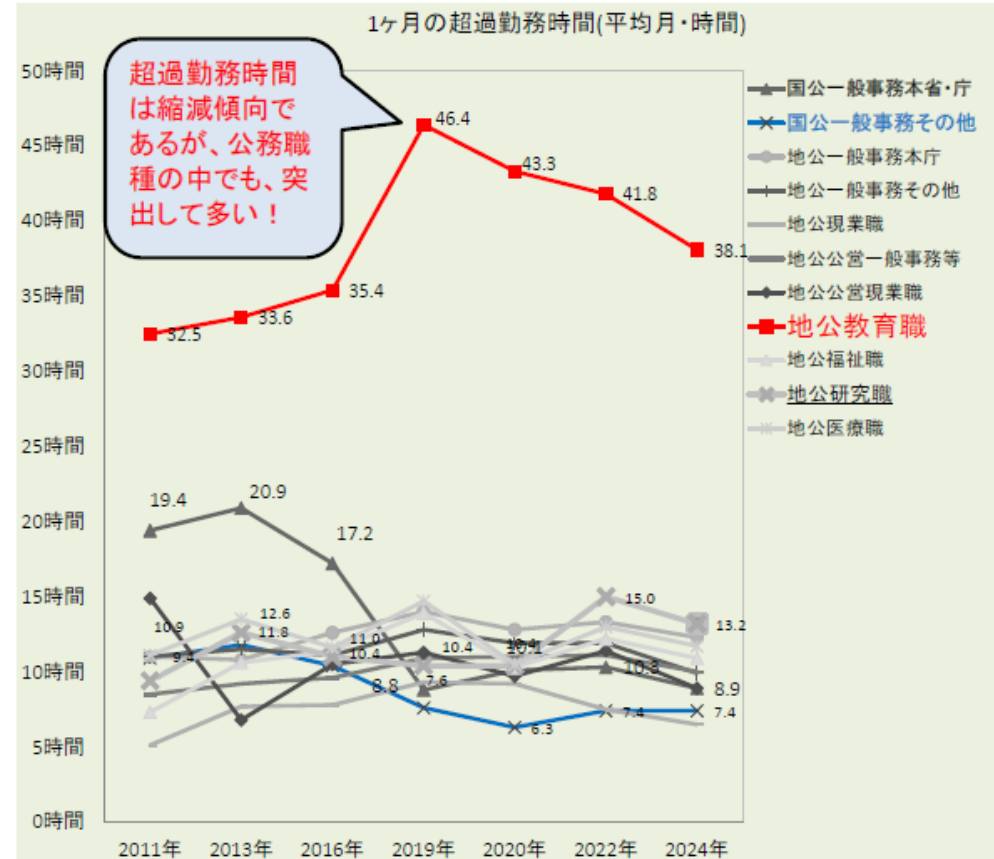
エビデンスにもとづく対応施策,それによる学校目標の達成をめざす

地方教育公務員の長時間勤務の縮減等を!

出所：「公務・公共部門労働者の生活実態に関する調査(公務労協 9月・10月実施)」

この1年間の1ヶ月の超過勤務時間：公務職種別 ※2021年度は教育職未実施

超過勤務(平均月・時間)	2011年	2013年	2016年	2019年	2020年	2022年	2024年
国一般事務本省・庁	19.4	20.9	17.2	8.8	10.1	10.3	8.9
国一般事務その他	10.9	11.8	10.4	7.6	6.3	7.4	7.4
地一般事務本庁	11.0	10.8	12.6	14.0	12.8	13.3	12.3
地一般事務その他	11.0	11.5	11.1	12.8	11.9	11.9	9.9
地公現業職	5.1	7.7	7.8	9.3	9.2	7.5	6.5
地公公営一般事務等	8.5	9.2	9.6	10.9	11.0	11.1	10
地公公営現業職	14.9	6.8	10.5	11.3	9.7	11.4	8.9
地公教育職	32.5	33.6	35.4	46.4	43.3	41.8	38.1
地公福祉職	7.3	10.6	11.4	13.9	10.3	12.2	10.9
地公研究職	9.4	12.6	11.0	10.4	10.4	15.0	13.2
地公医療職	11.1	13.5	11.6	14.7	10.5	13.0	11.7



◎教育公務員の長時間勤務の縮減等を求める!

○他の公務職種と比較して明らかに多い超過勤務

- ・国公本省庁より多い超過勤務時間
- ・公務員平均の倍以上の超過勤務時間
- ・超過勤務時間を見る限り、働き方改革は根本的に実現できていない

○給特法を維持しつつ、超勤4項目の拡大

- ・自律的業務(教員特有業務:教材研究・授業準備など)を対象に支給
- ・労働安全衛生の観点から勤務時間管理の必要性を検討

○働き方改革による業務削減と時間外勤務手当の支給を求める

- ・働き方改革の推進による一層の業務削減を実施。
- ・業務削減でカバーできない、他律的業務(本務業務:授業・校務・生徒対応・部活など)を対象に時間外勤務手当を支給

高校の教職員定数改善と

高校も多忙なのに忘れられて
いませんか…？

教員の働き方の改善を！

教育委員会等の勤務時間調査に意見あり！ (時間外勤務)平均値で正しく検討できますか？

島根高教組の組合員調査(2025年4月～11月)における時間外労働時間状況(学校別)
全校種で46時間以上が全体の39.7%,月100時間以上が全体の6.7%

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 全日制普通高校 | 46時間以上は53.7%,100時間以上は12.5% |
| ② 全日制専門高校 | 46時間以上は44.5%,100時間以上は2.3% |
| ③ 定時制通信制・分校 | 46時間以上は11.1%,100時間以上は0% |
| ④ 特別支援学校 | 46時間以上は11.5%,100時間以上は0.7% |

組合は更に詳細に
分析しています

様々な職種(校長・教諭・
実習教員・養護教諭など)
が多いのに平均？

夜間勤務(特殊勤務・へき地)
の定時制等の
教員も平均に含める？

100時間以上という
教員もいる！

平均値だけでは、真に対応すべき校種・職種、なすべき対策が検討できない！
高校段階は、補習、部活動や校務業務が多いはずなのに数字に現れ難い！
これらに加えて、「持ち帰り業務」も実際にはある！

高校教諭等の業務の在り方を見直す!

教科担任(授業,補習,宿題,観点別評価など)

学級担任(朝礼・終礼,配布物,面接,生徒指導,進路相談など)

部活動指導(指導・管理・会計,大会引率,審判など)

校務分掌(教務:時程管理,総務:行事準備など)

校務分掌(生徒:風紀指導,保健:相談指導など)

PTA業務・卒業生会業務

高体連・高野連・高文連など

学年部業務(担任会・各種行事計画など)

教科会(各種計画,研修計画・実施,会議など)

各種委員会(いじめ対策,不登校対策など)

会計

印刷

その業務,
教諭じゃないといけませんか?

行事
準備

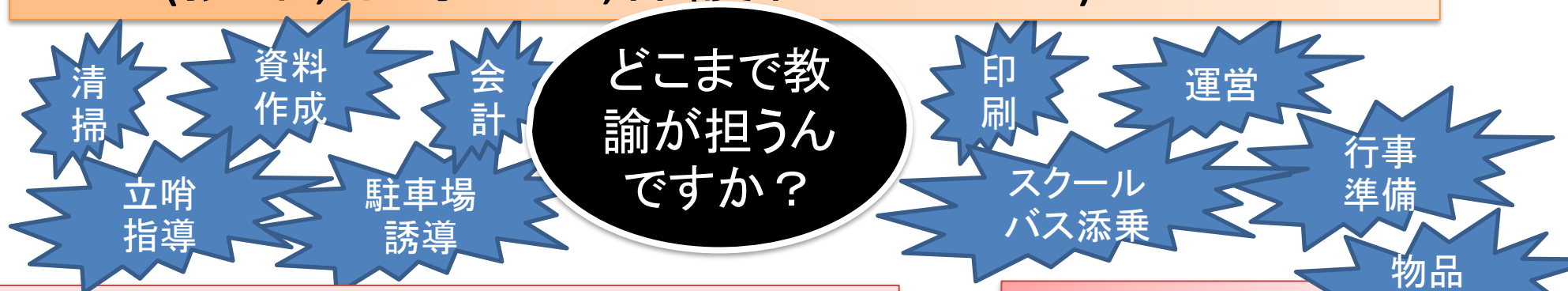
運営

ニーズへの
対応

ICTの利活用

特別支援学校の業務の在り方を見直す!

担任(授業,指導計画,保護者対応など)



学年部業務(担任会・各種行事計画など)

ICTの利活用

各種委員会(いじめ対策,不登校対策など)

校内研修

- ① 学校看護師の増員
- ② 自立活動教諭の増員
- ③ 介護職員の増員
- ④ 栄養職員・教諭の増員
- ⑤ 大規模知的特別支援学校に副校長設置

高校段階に必要な対応策の導入

◎高校教諭の業務の在り方を見直す。(前提：週15時間の授業)

- ①上限規制を設ける。月30時間以内をめざす。(年間360時間以内)
- ②本務・他律的業務に、時間外手当,休日出勤手当を支給する。
- ③教職調整額については一律支給を維持。加えて超勤4項目に対しての時間外勤務手当の支給



◎教育職等の職種・任用の在り方を検討し,多様な職種・任用の可能性を探る。

- ①校務専任教職員(ICT担当,地域コーディネーター,校務主任など専任・専門職)
- ②広域兼務指導教員(教科専任担当,教科指導担当などコア教員(校務分掌なし))
- ③複合教科担当教員(主教科6割・従教科4割など)
- ④教頭補佐,事務長補佐(管理職経験者による事務的補佐,業務代理など)をはじめとした多様な職種の在り方の検討を行って,教育の質向上に繋げる。

◎教員業務支援員の高校段階への完全配置をする。

(規模別・分掌別・職種別：義務段階以上に有効な施策となる)



◎学習環境(塾や予備校など)の脆弱な地域に,公的学習センターを設置する。

◎部活動の地域移行に向けた調査・研究を早急に進める。



普通高校や専門高校の教諭が大変だ!!

土・日は補習や部活動を行っているのに議論されない。蚊帳の外!

早急に次の加配を求めます。



(早急に抜本的な定数,業務内容の在り方の検討が必要)

①学習指導環境改善加配(全日普通科高校)

◎指導教諭,教科研究教諭配置,情報科教諭配置,補習,進路・検定対策の課外など
学習環境充実:全国(2,010人)

②課外教育活動充実加配(全日専門高校)

◎企業連携・産業支援研究教諭配置や実習など学習環境充実:全国(1,340人)

③文理共通指導研究加配(全日普通科高校)

◎文理共通指導カリキュラム開発・実践教諭配置:全国(拠点校各2:670人)

④広域教科専任加配(全日制高校(過疎地域))

◎芸術系科目・情報・家庭科など過疎地域の学習環境充実:過疎地域(335人)

⑤地域連携専任担当教員加配(全日制高校)

◎地域連携専任教諭による高校魅力化教育への対応:全国(3,350人)

⑥地域連携担当事務職員加配(全日制高校)

◎地域連携主担職員(コーディネータ)配置:全国(2,010人)

⑦副校長・教頭マネジメント支援員加配(全日制高校)

◎副校長・教頭等マネジメント環境充実対応(教職員15人に1名)

:全国試行(335人)※47都道府県及び20政令市(過疎地域は政令市除く)の所要見込み人員を乗じて算出

NEXT GIGAに必要な環境整備を 県立学校にも！

機材が導入されたからこそ 「環境整備」について業務改善が必要です。

現状の一例

「まだ、1人1台端末を授業で十分に活用できていない学校がある」「地域によって活用状況に格差がある」「端末の不具合や故障が増えてきた」「ネットワーク環境が不安定になることがある」「ICT支援員の来校が少ない」「タブレット端末が壊れている」「スマホの方が使いやすい」

★ 利活用の自治体間格差の解消 ★

・現在は小中学校は市町村単位での購入

→都道府県単位で共同調達

💡 小中高で一括した端末で継続的な活用が可能！？

💡 底上げが目的だが「利活用の低い方」に引きずられる！？

校務系ネットワークと学習系ネットワークの一本化

→次世代型校務支援システムの早期導入

💡 令和11年までに100%導入！？

💡 腰の重い自治体が進まない！？

そもそもネットワークが
整っていない！？

★1人1台端末のさらなる利活用促進★

授業において「ほぼ毎日」ICT端末を使用したとする学校は小学校で84.8%,中学校で82.7%

家庭での端末利用において「毎日」持ち帰って利用させているは小学校25.3%(+3.3%),中学校28.3%(+0.9%)

※()内昨年度比

ICTを活用する自信が高ければ高いほど、「ICTを活用する自信×探究的な学び」、「ICTを活用する自信×各教科における学び」等の良い影響がもたらされる。

(令和7年度 全国学力・学習状況調査の結果より)

県立学校は調査されて
すらいない！？

端末リプレイスに備えた適切な 支援策

3月卒業生の返却端末の故障チェックは結局学校でやっている

Windows11更新に重なり機器不足となる
入れ替え作業を外部委託でまかなえるか



校務で情報関係を担当する教員のため
着実な**予算確保**によって円滑化と負担
軽減の両方が必要！

高等学校等への1人1台端末の配置・更新 ICT支援員の各校1名配置を！

学習活動の一層の充実のため
教育ICT環境整備が必要

- ◎高校等への1人1台端末の配置・更新
- ◎ICT支援員の拡充（各校に1名配置）
- ◎通信ネットワークの整備

ICT支援員による
活用支援

ICTを活用した授業



機器等のメンテナンス



スムーズなオンライン授業

PC耐用年数に応じた
4年サイクルでの計画的な更新

世帯収入に左右されない端末配置

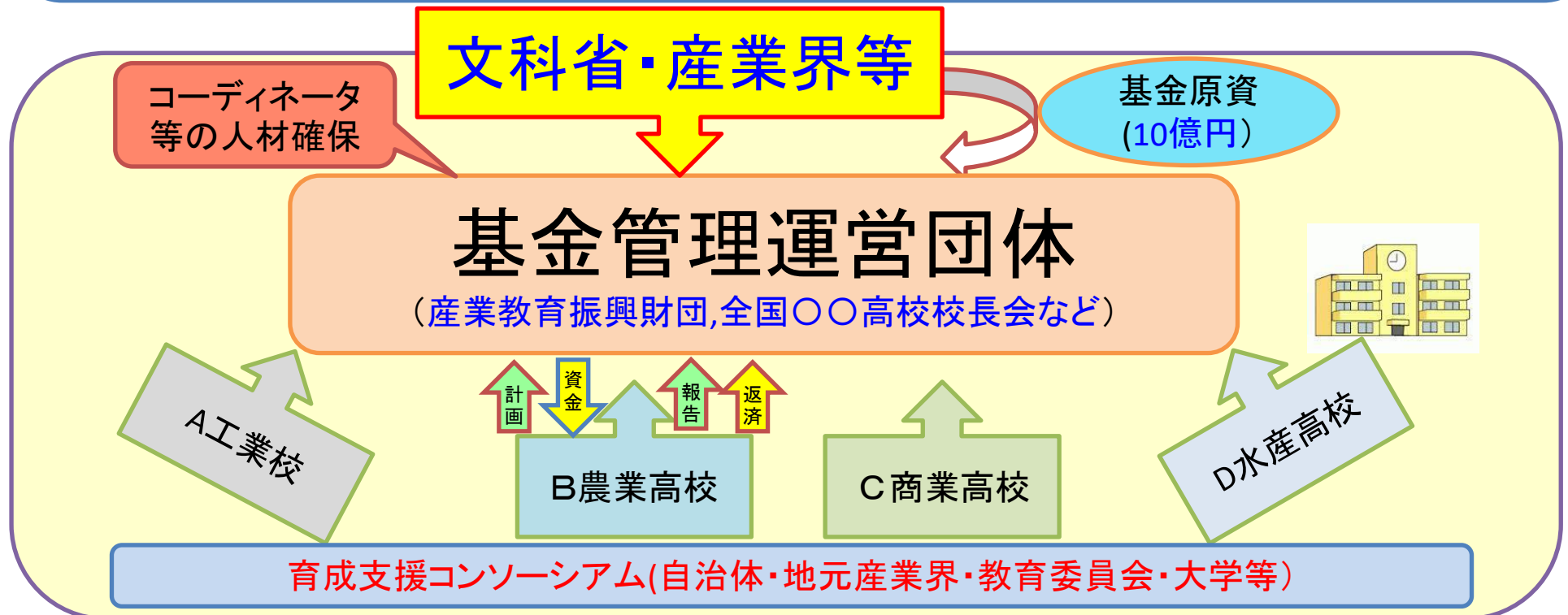
ICT支援員4校に1名未満では
月に1回利用できるかどうか…

通信領域が確保できないと1クラスで
一度にネットにアクセス不可

地域や家庭環境によって差の出ない,教育ICT環境の整備を求める！

産業人材育成支援事業基金(仮称)の創設

- 目的: ①専門高校(工業・農業・商業・水産ほか)で実施する実習系授業及び部活動に対して,当該基金から事業(実習)資金(300万円～1,000万円程度/校)の貸与を受け,実習機器及び実習に必要な原材料(加工原材料・種苗・稚魚など)や商品仕入れの資金融通を受ける。
- ②事業年度(1年～3年まで)ごとに収益から基金に返済を行う。
- ③なお,事業計画に関しては,地元産業界等(育成支援コンソーシアム)との連携を基本にして,事業計画・資金計画を行うとともに,コーディネーター等にもとづく実行確認を受ける。



高校等運営経費支援事業(仮称)の創設 私立無償化に伴う公立学校への格差補償

高校等就学支援金,高等教育無償化,幼児教育無償化は家計支援(社会保障)！
高校現場においては,運営経費の不足による教育の質保証に危惧。本末転倒になりかねない。

高校学習指導要領を策定している文科省及び国の責任において,高校等の教育の質を直接的に担保する制度の創設が必要。文科省によるサポート制度の確立！

高校等運営支援制度の創設！ (文科省による運営経費支援事業)

- ①教材研究・教科研修資金の充実(需用費等・旅費)
- ②先行実践・有効実践の把握,活用資金の充実(旅費・報酬)
- ③実験・実習設備・教材資金の充実(需用費等)
- ④高校支援コンソーシアムスタッフ(非常勤教職員)活用資金の充実(報酬・需用費等)

高校学習指導要領の策定責任(文科省) → 設置者 → 高校(運営経費)

文科省から学校へ直接運営経費支援

高校等全校への教員業務支援員を！ (業務及び定数の在り方：高校に望ましい施策)

校務分掌等

教科指導等

教科指導,生徒指導の時間確保のために,
教員業務の見直しが必要で,かつ,担当者の明確化を求めます。



進路指導等



学級経営等

対外調整等

生徒指導

特別支援

各種印刷等

各種運営等

各種会計等

行事準備等

部活動指導等

人間形成・生きる力

学力向上



「過疎地域自立促進特別措置法」に公立高校等への教職員定数配慮規定等の新設を！

◆目的：地域力の創造、地方再生に公立高校や特別支援学校は必要不可欠の存在であり、過疎地域における教育の特殊事情及び地域活力の源泉という状況に鑑み、「過疎地域自立促進特別措置法」において、高校等の維持に要する経費について適切な配慮及び公立高校等に関する教職員定数等について特段の配慮を行う旨の規定を定める。

現
行
法

【過疎地域自立促進特別措置法：現行条文】(教育の充実)

第二十二條 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

変更

【条文変更：二つの項追加】

第二十二條 国及び地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保と地域の自立活性化に資するため、過疎地域内の高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設(以下「高等学校等」という。)の維持に要する経費について適切な配慮をするものとする。

改
正
案

2項 国及び地方公共団体は、過疎地域における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の規定による公立高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに過疎地域に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3項 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の附則改正

高校等定数
計画改善へ

教育基本法の「教育の実施に関する基本(第2章)」に 高校教育(中等教育後期)の項目新設を求める!

幼児期
の教育
(第十条)

義務教育
【小中学校】
(第五条)

大学
(第七条)

高校が
無い!

学校・家庭及び地域住民等の相互連携協力
(第十一条)



学校教育(第六条)

私立学校(第八条)

教員(第九条)

家庭教育(第十条)

社会教育(第十二条) 地域その他の教育
政治教育(第十四条) 宗教教育(第十五条)

I 生活の向上と充実を図る取り組み

1. 高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員の給与体系の確立と諸手当の改善を図る取り組み

(1) 給与決定基準の改善について

- ① 全人連に適正な教育職参考モデル給料表を作成させ、全国でその活用を図る。
- ② 全国における給与水準の格差是正を図る。
- ③ 民調における比較対象企業規模については、100人以上を堅持し、採用で競合する職種を特定するなど比較する手法の改善を図る。
- ④ 主幹教諭、主務教諭の設置など、職務の複線化を踏まえた給与改善を図る。
- ⑤ 50歳台後半の昇給抑制を廃止するとともに、給料表の号俸増設を図る。
- ⑥ 定年引上げに伴う60歳超の給与については、職務・職責に応じた制度となるよう図る。
- ⑦ 教育職給料表2級における再任用者の給与水準について、最高号給額の7割以上の確保を図る。
- ⑧ 級別標準職務表及び級別資格基準表の改善を図る。
- ⑨ 経験年数換算基準及び休職期間等換算基準の改善を図る。
- ⑩ 休業者の昇給抑制に対する復元措置を図る。
- ⑪ 一般旅費の単価を引き上げるとともに、別枠で研修旅費を創設し、必要な財源の確保を図る。

(2) 給与改善要求について

- ① 教育専門職としての高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員にふさわしい給与体系の確立を図る。
- ② 教職調整額制度を維持させるとともに、勤務縮減を基本に勤務実態に応じた超過勤務割増率や算定基準に見合った支給率の改善を図る。また、超勤4項目に対して時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給可能となるよう法整備を図る。さらに、部活動指導についても超勤項目の対象となるよう法整備を図る。
- ③ 人材確保法を堅持し、義務教育等教員特別手当について、当面、水準3%への回復をめざす。
- ④ 特別支援教育関係教職員に係る給料の調整額の調整数について、維持及び2への回復・改善をめざす。
- ⑤ 教育職給料表について、行政職の昇格メリットに見合うよう改善を図る。
- ⑥ 地域手当については、適切な運用を図る。
- ⑦ 期末・勤勉手当の級別加算係数を引き上げるとともに、支給水準の改善を図る。
- ⑧ 一方的な評価による昇給格差が生じないよう取り組みを強化する。
- ⑨ 優れた人材を確保するため、初任給の引上げを図る。
- ⑩ 現業職員等の給与については、教育現場で働く職員としての職務や職責にふさわしい給与体系の確立を図る。
- ⑪ 学校事務職員の給与改善について、人材確保法の附帯決議に則った実効ある措置の実現を図る。
- ⑫ 臨時的任用職員・会計年度任用職員の給与改善を図る。

(3) 諸手当の新設と増額及び支給要件改善について

- ① 安易なオンライン研修を避け対面での研修や協議を重視することと、原油価格および物価高騰に対応するため、出張旅費の自治体ごとの拡充を図る。
- ② 教員特殊業務手当、特に部活動指導手当のさらなる増額と支給要件の改善とともに、医療的ケアに従事する教員に対して、手当支給を図る。
- ③ 平日の部活動指導手当や休職中職員の代替業務手当 など、新たな手当の支給を図る。
- ④ 退職手当については、教育専門職にふさわしい支給水準の維持・改善を図るとともに、退職手当の調整額については、行政職の支給水準に見合うよう改善を図る。
- ⑤ 住居手当については、実態に即した支給要件の改善及び支給額の増額を図る。
- ⑥ 産業教育手当、定時制通信教育手当などの制度を堅持するとともに、支給水準及び支給要件の改善を図る。
- ⑦ 扶養手当については、支給要件を改善し、支給額の引上げを図る。また、早期に再任用者への支給を図る。
- ⑧ 通勤手当については、全額実費支給とし、非課税化および社会保険料の算定からの除外を図る。また、特急列車・高速道路等を利用した際の特例加算については、支給要件の緩和を図る。
- ⑨ 単身赴任手当の支給基準と支給要件を改善し、支給額の引上げを図る。
- ⑩ 週休日の部活動指導等に対する通勤手当の負担解消と支給単価改善のため部活動指導手当のさらなる引上げを図る。
- ⑪ 通信制教育の面接指導手当等の引上げを図る。
- ⑫ 水産高校における実習手当については、勤務の特殊性に見合った水準への引上げを図る。
- ⑬ 研修手当や研修図書費の支給制度の新設を図る。
- ⑭ 学校事務職員等の超過勤務手当支給割合の改善とともに、超過勤務手当枠の引上げを図る。
- ⑮ 農場、寄宿舎(寮)などの宿日直手当について、実態に即した支給水準となるよう改善を図る。
- ⑯ 会計年度任用職員、とりわけ定時制・通信制に勤務する非常勤講師においては、勤務の特殊性に鑑み、報酬単価の引上げとともに各種手当の支給を図る。

2. 勤務条件の改善を図る取り組み

- (1) **実質的な年間総勤務時間1,800時間の達成を図る。特に勤務時間の上限規制とともに、「超勤4項目」範囲拡大を図る。**
- (2) 超過勤務の縮減に向けて、校務精選や縮減につながる施策を行い、多忙化の解消を図る。
- (3) 副校長や主幹教諭、主務教諭の在り方を研究し、学校組織の機能向上につながる配置を図る。
- (4) 年次有給休暇や特別休暇など、各種休暇を取得しやすい環境の整備を図る。
- (5) 休職代替教職員の確実な配置を図る。
- (6) 会計年度任用職員において、休暇制度の改善を図る。

3. 社会保障と福利厚生の拡充を図る取り組み

(1) 公立学校共済組合事業の拡充・理解の浸透を図る。

① 中央共済運営審議会に積極的に参加し、地方共済運営審議会への未参加県を解消する。

② 退職共済年金制度及び支給額については、安心な老後の生活を担保する水準の確保を図る。

③ 退職後の任意継続組合員期間の延長及び短期給付掛金の軽減を図る。

④ 各種休業給付の給付率及び給付期間の改善を図る。

⑤ 家族療養費の負担軽減を図る。

⑥ 共済組合の貸付金限度額を増額するとともに、勤続年数による制限の撤廃を図る。

⑦ 共済組合扶養家族認定基準の改善を図る。

⑧ 扶養家族の認定基準額を180万円に引き上げる。

⑨ 不妊治療等出生のための休暇・休業制度の拡充及び助成制度の拡充を図る。

(2) 社会保障制度の在り方について研究を進め、意見反映を図る。

(3) 教職員互助会の組織運営については、教職員の福利厚生の充実につながる事業内容となるよう改善を図る。

(4) 地方公務員災害補償基金の管理運営の民主化と給付基準の改善を図る。特に、脳・精神疾患等の疾病に関する認定の改善を図る。

(5) 教職員の健康管理事業等の拡充を図る。特に健康診断、人間ドック等における再検査や治療及び予防措置を行うことができる環境整備を図る。

(6) 精神疾患の予防対策としてのメンタルヘルスケアの充実と、退職者の職場復帰を積極的に支援するための環境整備を図る。

(7) 教職員住宅の整備と老朽化対策を図る。

(8) ろうきん、こくみん共済coop、教職員共済の充実と利用の拡大を図る。

(9) 教職員が文化・スポーツ活動に親しむための環境の充実を図る。

(10) 教職員生涯福祉財団、退職教職員生きがい支援協会等の運営について、積極的な参画を図る。

4. 安心な社会を作る取り組み

(1) 災害や感染症等、危機管理の在り方についての研究を推進する。

(2) 税制の在り方について研究を進め、不公平税制の是正を図る。

(3) 退職手当における課税控除額の引上げを図る。

(4) 教育費や年金に対する非課税化を図る。

(5) 高齢者の医療費に係る自己負担の軽減を図る。

(6) 公共サービス基本条例・公契約条例の制定に向けた取り組みを推進する。

(7) 社会貢献活動を推進する。

Ⅱ 民主教育の確立と高校・中等教育学校及び特別支援学校における教育の振興と充実を図る取り組み

1. 民主教育を確立する取り組み

- (1) 教育に対する管理統制を阻止し、民主教育を確立する。
- (2) 官制研修について十分な検証を求め、大学院修学休業制度、内地留学制度、海外研修制度、共同研究制度等を拡充し、教職員の自主研修権の確立を図る。
- (3) 各種研究会を精査し、研究助成費の効果的運用を図る。
- (4) 教育実践にもとづいた組織的かつ主体的な教育研究活動を推進する。
- (5) 民主的な教科書検定・採択制度の確立を図る。
- (6) 義務段階を含めた学校教育、社会教育そして家庭教育において適切な主権者教育及び消費者教育を推進する。

2. 施設・設備の充実と教育財政を確立する取り組み

- (1) 国及び地方自治体の教育予算について増額を求める。特に高校・中等教育学校及び特別支援学校における運営経費について、文部科学省予算での措置を求める。
- (2) 教育の機会均等の保障及び全国的な教育水準の維持・向上のため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、全額を国庫負担とするよう求める。当面、負担率2分の1への復元を図る。あわせて、公立高校等の教職員給与についても段階的に国庫負担とするなど、安定的な財源となるよう対応を図る。
- (3) 教育関係国庫補助率の改善を図る。
- (4) 高校授業料無償化における私立と公立N-E.X.T.ハイスクール構想により私立高校と公立高校の施設設備の充実格差是正を図る。
- (5) 高校単位費用、特別支援学校単位費用の引上げとともに、基準財政需要額の増額を図る。
- (6) 高校等の設置基準の改善を図るとともに、教育環境の整備と充実を推進する。
- (7) 理科教育・産業教育・定時制通信教育振興法の設備基準の改善と補助率の引上げを図る。
- (8) 小規模校や分校における充実した教育を保障するため、図書購入費の支援など十分な財源の確保を図る。
- (9) 特別支援学校における児童生徒の増加に対応するため、教室不足等の早期解消とともに、望ましい授業環境の確保のため学校の新設を図る。
- (10) 学校施設・設備の老朽化及び耐震化等について、国庫負担の増額を求める。
- (11) 児童生徒の安全を確保するための対策を図る。特に、特別支援学校における避難経路の複線化のため、非常階段やスロープなどの財政措置を図る。
- (12) 実験・実習などの施設・設備の充実と維持・管理費等の増額を図る。
- (13) 特別教室や体育館、執務室(準備室)等の空調設備など、児童生徒並びに教職員の健康及び安全衛生管理に必要な施設・設備の拡充を図る。
- (14) 校務用・生徒用情報機器が有効に活用できるよう、ICT利用環境の整備を図る。
- (15) 高校段階における無利子奨学金及び給付型奨学金の制度拡充を図る。特に、給付型の拡大と奨学金残高に対する税額控除制度(奨学金減税制度(仮称))の創設を図る。
- (16) 修学奨励金の制限条項を緩和し、その増額と適用範囲の拡大を図る。

- (17) 国庫負担による「学校災害補償法」(仮称)の制定を図る。当面、日本スポーツ振興センターの国庫負担分を増額するとともに、給付事業における適用範囲を拡大し、保護者の負担軽減を図る。
- (18) 教科ごとに標準設備・備品の設置基準を設置し、設備・備品購入費の単価を引き上げるとともに、更新率の適正化を図る。
- (19) 寄宿舎の施設・設備及び防犯対策を充実するための予算措置を図る。
- (20) 部活動を安全に行い文化・スポーツ振興の拠点となるため、施設・設備等の充実を図る。
- (21) 通信制教育において、協力校に対する予算措置を図る。
- (22) 単位制高校及び総合学科等の学校設置基準を設定し、施設・設備の拡充を図る。
- (23) 高校・中等教育学校及び特別支援学校に対する「学校図書館整備計画」を策定するとともに、目的に沿った予算執行が行われるよう指導を図る。
- (24) 地域の活性化・魅力化及び地域を担う人材育成のため、高校等と地域及び企業や大学が連携した先進的な取り組みを支援する制度の整備・充実を図る。
- (25) 蛍光灯廃止に伴う、を踏まえ公立学校へのLED照明の修繕を図る。電球設置による、設置

3. 児童生徒の健全育成のための条件整備を図る取り組み

- (1) 多様化する児童生徒に対応するため、教育諸条件の整備・充実を図る。
- (2) 学校行事などにおける体験活動を縮減しないため、学校運営費の自治体ごとの充実を図る。
- (3) 小規模校、分校、定時制・通信制高校の一方的な統廃合を阻止し、地域・家庭・学校の連携を踏まえながら、教育の機会均等、就学条件の整備を図る。
- (4) 社会の情報化に伴い、情報モラルやICTリテラシー教育、デジタル・シティズンシップ教育の拡充を図る。
- (5) 児童生徒一人ひとりの進路実現に向け、キャリア教育の拡充を図る。
- (6) 高校教育の役割を明確化し、子どもたちの自立を促す教育活動が展開されるよう改善を図る。
- (7) 高校段階で培う資質に適した大学入試制度への改善を図る。特に、高大接続の在り方については、教育現場の情報収集に努め、当局への意見反映を図る。
- (8) 生徒の適性に応じた雇用の確保を図る。
- (9) 学校医の確保など児童生徒の健康管理事業等の充実を図る。

4. 教職員定数の改善と充実を図る取り組み

- (1) 超過勤務の縮減や多忙化解消、学習指導要領における充実した教科指導を実現するため、教職員定数の改善を求めるとともに正規職員数の拡充を図る。特に、全日制における土・日及び平日の時間外勤務を早急に解消するための定数の改善を図る。
- (2) 全日制普通科30人、専門学科・定時制20人の学級編制が可能となるよう教職員定数の改善を図る。
- (3) 特別支援学校における定数改善のため、現場の実態を的確に把握する。
- (4) 学校マネジメントの確立による教育の充実に資するため、副校長・教頭及び主幹教諭・主務教諭等の設置に伴う教職員定数の改善を図る。当面、加配措置等の拡充を図る。
- (5) 高校・中等教育学校における教育の質の保証と高大接続改革に伴う教職員定数の改善を図る。
- (6) 地域連携、キャリア教育、普通科改革等、学校の魅力化を推進するための教職員定数の改善を図る。
- (7) 専門教育の充実のため、専門教育に関わる学科の教職員等の増員を図る。

- (8) 現行の「実習助手」制度の抜本的な改善を図る。当面、現行法における実習教員数について、実習教員の全校配置、商業または家庭に関する学科を置く課程に対する「実習助手」の加算定数は、全日制・定時制とも生徒の収容定員が181人以上の課程に対してそれぞれ1名、標準法第11条第1号・第2号・第3号、政令第3条第1項・第2項の算定基準について、実情に見合うよう改善を図る。
- (9) 再任用者の教職員定数外での配置を図る。
- (10) 寄宿舎教員の定数改善を図る。
- (11) 「寄宿舎指導員」の最低保障人数について、障害の重度・重複化への対応や同姓介助の観点から15人への引上げを図る。
- (12) 医療的ケア実施に必要な学校看護師を学校教育法上に位置づけ、当面、安全性の観点から配置拡充を図る。
- (13) 障害の重度・重複化に対応するため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士など専門職員の配置拡充を図る。
- (14) 高校・中等教育学校における通級指導については、現場において適切な対応が行えるよう、教員加配や補助員の拡充を図る。
- (15) 学校事務職員の定数増については、最低基準を2名とし、分校及び併設課程等を含め全校配置とし、農・水・工・総合学科については更に加配を図る。
- (16) 現業職員及び学校司書を定数法に位置づけ、全校配置を図る。
- (17) 専門、専任、正規の学校司書の全校配置を図る。
- (18) 養護教諭の分校及び定時制・通信制課程への完全配置と複数配置における高等学校の基準緩和を図り、教員加配を行う。
- (19) 栄養教諭の配置拡充を図る。
- (20) 教員業務支援員の高校・中等教育学校及び特別支援学校への配置拡充を図る。
- (21) 部活動指導員の配置拡充を図る。当面、高校・中等教育学校及び特別支援学校において、部活動数の半数以上の配置を図る。
- (22) ICT支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、就労支援員の配置拡充を図る。
- (23) 産休、育休、傷病休、介護休暇、自主研修などに伴う代替教職員の完全配置に向け教員免許保有者の情報共有を図る。
- (24) 教職員の多忙化を解消するため、会計年度任用職員については、教職員定数査定の外での確保を図る。
- (25) 副校長・教頭マネジメント支援員の高校・中等教育学校・特別支援学校への導入を図る。

5. 特別支援教育の振興と充実を図る取り組み

- (1) 重複障害学級の認可にあたっては、情緒障害及び重度障害についても対象を拡大するよう要件の緩和を図る。
- (2) 「特別支援教育センター」の充実とともに、特別支援学校の地域におけるセンター的役割としての機能強化に向けた条件整備を図る。
- (3) すべての教職員に対して、特別支援教育に関わる研修機会の拡充を図る。
- (4) 適正な就学指導のため、教育相談体制の充実を図る。
- (5) 特別支援学校就学奨励費の改善とともに、生活支援の充実など福祉行政の拡充を図る。
- (6) 児童生徒の安全確保と保護者負担を軽減するため、公費によるスクールバス配置等の通学条件の改善を図る。
- (7) 特別支援学校生徒の進路保障のため、障害者雇用促進法の整備と重度・重複障害者の保護雇用制度を創設するとともに、関係機関との連携による進路指導や職業教育等の充実を図る。
- (8) 高等特別支援学校設置の推進を図る。
- (9) 高校における通級による指導の充実を図る。